

15年の長い道

……地方自治の歩みはけわしかつた……

水間慶二郎

市制町村制の時代から地方庁に勤め、シチむづかしい文語体の六法全書と首尾引きしたこともありましたが、おもえは昔の地方自治は、ひと口に云えば、専制的中央集権的行政のカタマリであつた。今日の民主的な、はつらつたる青年のような地方自治の姿には、無量の感を覚える。ところで、地方自治法がしかれてすでに十五年、まことに長い道のりであつた。

市町村長の悩みのタネは中学校新設とともに、地方自治法の施行局長となり、占領下における地方自治体の実情を知つたのだが、敗戦の影響が、すべて地方自治体におおいかなさつた感じであつた。当時は、物資統制再強化で、官公署といえども、不使用書類の裏を再び公文書に使用したり、不用文書や不使用書類を燃料にしたこともあつた。また、戦時以上の間に追いつめられた。

政府にかみついた
市町村長

とくに二十四年度は、ドツデ・ラインの要請によつて、地方配付税は法定比率による一、四五〇億円が半分以下の五七七億円に削減され、地方債の発行も極端に限定されるという有様で地方財政は全くゆきづまつた。むしろ乱暴ともいえる占領軍の引き締め政策ではあつたが、全国の知事、市町村長は猛然として一齊に立ちあがり、無策無謀も甚だしいとし、その打開策を政府にかみついたものであつた。

入学期が目前に迫つて、新制中学の建設にも支障をきたすこのような処置は、地方の実情を無視したもので納得できないという理由には政府も抗し難く、結局は応急策を講ぜられたが、その頃の深い憂色は、今も私の眼前にちらついている。

どうなつたか?
シヤウブ勧告

然るに一方、同年の五月にアメリカのシヤウブ使節団が、日本の税財政改革の使命を帯びて来朝し、全國

各地を視察して、つぶさに地方政府に有利な勧告が行われた。これが有名なシヤウブ勧告である。その内容の一つに、地方自治の十分な发展を期するため、地方税額を増加することも示された。さらに地方行政の徹底的な自主化をすすめるため、事務再配分の複雑性を改め、その配分の適正化を強調された。これを実施するため、政府は特別に強力な委員会を設けたが、調査が意外に進み、波乱が生じ、せつかく軽率に手をつけては、かえつて住民の愛郷心をばばみ、波乱が生じ、せつかくの努力も水泡に帰する危険があり、ひいては行政全般に影響するというので、自らも思はれただものである。

始末をつけられたか?
使節団のこの勧告は地方自治本来の姿を強調したもののではあるが、正直にいつて中央地方を通じ官治的行政になじんできた日本の実情として、急速な実現性は薄いと見ていたが、果してウヤムヤに葬られたかたちになつた。

しかししながら、こうした理想を貫かれてこそ、陳情行政などにも終止符を打つに至るであろうが、当時としては一服の刺激剤となつて、繩張りの激しい中央の官庁を驚かせたことである

熱のはいつた町村合併

その後の大きな問題は、何といつても町村合併。町村合併とひと口に云つても、かつて明治二十一年町村制実施に当り、権力的な大合併を行つて以来の問題である。

軽率に手をつけたのは、かえつて住民の愛郷心をばばみ、波乱が生じ、せつかくの努力も水泡に帰する危険があり、ひいては行政全般に影響するというので、自治法に、複雑な手続きや認められ、慎重な注意を与えた。

大きな協力を得た町村長は、強固な決意をもつて東京に集まつた。

そのとき「町村制施行以来の過去を顧みると、町村の行財政は、いわゆる強大な官治権力と中央集権的思想の下、常に国政と委任事務の優位性に圧迫されて財源の枯渉にあがねばならない。こんな名ばかりの自治体の現状を開拓する手段は、町村合併以外にはない」と熱弁をふるつた町村長もあつた。今想起して、繩張りの激しい中央の官庁を驚かせたことであつ

■ みずま・けいじろう

元熊本県町村会事務局長
大江五八二

食糧難、物資難におちり供米完遂の重大責務をなう市町村長の悩みは深刻であつた。そのうえ新制中学校の増設と自治体警察の新設の大いな問題があつた。

物資が豊富で金融の円滑な時代であつても、容易に解決しないのが地方の実情であるのに、統制経済下、ことに生徒の入学期が迫つてゐる中学校の新設には市町村長の苦惱は深刻なものがあつた。そのため、他県があつた。

山あつた。天の時、地の利、人の和で、當時を偲ぶとき今日の熊本県の復興、そして経済の成長も、占領期間中の困難に耐えられたことに遠因するのではないかという気持がするのである。

昭和二十七年四月、国民待望の講和独立が実現し、

地方行政にもやや安定の曙光がみえてきたときにはホソとした。その後十年にして、本県は「広報くまもと」にいつも解説してあるように、明日をきずく、洋々たる發展振りを示し、県の後進性をふき飛ばす時期が、だんだんと近づいてきつたあるような気がする。

天の時、地の利、人の和を活用された地方自治の大いな収穫であろう。ところでも、地方自治法や地方財政法等が制定され、制度は一応とつたが、地方自治体はその裏付けとなる財政の確立の点で難関にぶつかり、地方財政は年々窮地

